

定期監査結果報告書

平成30監査年度 第1回

(平成30年10月～平成31年2月執行分)

監査対象機関

知事部局所管の現地機関	54機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	13機関
・ 産業労働部 現地機関	5機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	51機関
公安委員会所管の警察署	10機関
合 計	115機関

佐 賀 県 監 査 委 員

監 査 第 197 号
令和元年 6 月 4 日

佐賀県議会議長	桃 崎 峰 人	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	白 水 敏 光	様
佐賀県公安委員会委員長	吉 富 啓 子	様

佐賀県監査委員	久 本 智 博
同	森 田 信 彦
同	角 貞 樹
同	藤 木 卓一郎

定期監査（平成30監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第1章	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第2章	監査の結果	3
1	監査の結果の概要	3
2	重要な指摘事項	3
3	その他指摘事項・検討を要する事項	5
4	監査対象機関ごとの監査結果	7
	知事部局所管の現地機関	7
	・政策部 現地機関	7
	・総務部 現地機関	8
	・地域交流部 現地機関	9
	・県民環境部 現地機関	11
	・健康福祉部 現地機関	12
	・産業労働部 現地機関	15
	・農林水産部 現地機関	17
	・県土整備部 現地機関	22
	教育委員会所管の教育機関等	25
	公安委員会所管の警察署	36
	用語の解説	39

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

平成30年10月～平成31年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	54機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	13機関
・ 産業労働部 現地機関	5機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	51機関
公安委員会所管の警察署	10機関

(所管は平成31年4月1日時点)

3 監査の着眼点

平成30年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
 - 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
 - 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - 契約書の内容は適正か
 - 工事の執行管理は適正か
 - 歳入歳出外現金（保証金等）の管理は適正か

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
補助事業の事前説明は適切に行われているか
補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適切に行われているか
補助事業の状況確認並びに補助事業完了後の成果確認は適切に行われているか
- (5) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
財産等の管理、処分の手続き等は適正か
債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、39 ページから 44 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項		1	1	1	1					4
その他指摘事項			18	10	10	7		16		61
検討を要する事項										
合計		1	19	11	11	7		16		65

2 重要な指摘事項

【地域交流部】

支出に関し適正でないものがあった。

(佐賀空港事務所)

維持管理業務委託において、業務の実績に応じた契約の変更手続きを行うべきところ、受託者から変更契約等に係る関係書類の提出を受けていながら、その後の事務手続きを怠り、その結果、受託者への支払いが遅れていた。

委託名	佐賀空港 空港土木施設維持管理委託(空港維持管理) (第2回変更契約)
当初契約年月日	平成29年11月1日
当初契約期間	平成29年11月1日～平成30年11月30日
当初契約金額	39,420,000円
(最終契約金額)	61,337,520円)
支出負担行為額	増額8,920,800円
支出負担行為すべき日	平成30年11月30日まで

支出負担行為日	平成 31 年 2 月 28 日
請求のあった日	平成 31 年 3 月 11 日
支 払 日	平成 31 年 3 月 26 日

【農林水産部】

契約事務に関し適正でないものがあった。

(農業試験研究センター)

企画コンペ方式での契約は、県ホームページで公募して複数業者からの企画提案を募ったうえで行うべきところ、これらの手続きを取らずに、当初から 1 者のみを対象とした企画コンペ方式で契約を締結しており、競争性や透明性が確保された公共調達となっていなかった。

委 託 名	さが農業経営者スキルアップ研修事業業務委託
契 約 期 間	平成 30 年 4 月 23 日 ~ 平成 31 年 3 月 15 日
契 約 金 額	11,963,160 円

【県土整備部】

道路占用許可に係る調定で遅延しているものがあった。

(東部土木事務所)

件 名	道路橋りょう使用料
調 定 金 額	1,047,697 円 (年額)
許 可 期 間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 39 年 9 月 30 日
調定すべき日	平成 30 年 4 月 1 日
調 定 年 月 日	平成 30 年 8 月 27 日

【教育委員会所管の教育機関】

特殊勤務手当で追給を要するものがあった。

(牛津高等学校)

教員特殊業務手当の支給対象であったにもかかわらず、支給していないものがあった。

業 務 名	第 36 回全国高等学校ソフトボール選抜大会生徒引率
従 事 期 間	平成 30 年 3 月 15 日 ~ 平成 30 年 3 月 20 日
	ほか 12 件
要 追 給 額	160,650 円

3 その他指摘事項・検討を要する事項

(1) 予算関係 (0件)

(2) 給与、旅費関係 (0件)

(3) 収入関係 (18件)

領収証書の発行事務で適正でないもの
現金の委任出納員への引継ぎが遅延しているもの
収入未済があるもの
証紙収入の報告で遅延しているものや金額を誤っているもの
使用許可に伴う管理費の金額で誤っているもの
授業料の減免に係る手続きで適正でないもの

(4) 支出関係 (10件)

電気料の支払いで遅延しているもの
支出の年度区分を誤っているもの
二重発注により補償金を支払っているもの
資金前渡の精算で遅延しているもの
生活保護費の算定で誤っているもの
立替払により支出しているもの
実施されていない処理の経費を支出しているもの
債権者に請求を保留させているもの

(5) 契約関係 (10件)

予定価格調書が作成されていないもの
予定価格を誤っているもの
契約書の内容で適正でないもの
・ 契約書に契約者(所属長)の押印がないもの
・ 契約書に収入印紙が貼付されていないもの
・ 契約書に委託金額の記載がないもの
委託業務の特記仕様書で適正でないもの
契約金額変更後の請書を提出させていないもの
産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託で契約書がないもの
企画コンペ方式による随意契約締結後の事務処理で適正でないもの
事前調査等が十分でなく、契約金額の大幅な減額が生じているもの

(6) 工事の執行関係 (7件)

事前調査が十分でないもの
監督員との協議及び調査結果の報告が行われていないもの
改良地盤の強度確認で適正でないもの
工事の積算で適正でないもの
工事現場の安全管理で適正でないもの
仕様書で適正でないもの
完了検査及び検査報告の時期が適正でないもの

(7) 補助金関係 (0件)

(8) 財産関係 (16件)

物品の処分で適正でないもの

物品の処分の事務手続きで適正でないもの

物品の管理で適正でないもの

財産の管理で適正でないもの

財産管理の事務手続きで適正でないもの

物品に損害を与えているもの

(9) その他 (0件)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	平成31年 2月13日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	平成31年 2月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	平成31年 2月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	平成31年 2月27日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>領収証書の原符に現金領収日付印を押印していないものがあった。</p> <p>使用許可に伴う管理費の金額を誤っているものがあった。</p> <p>変更契約の事務手続きを行うべきところ、関係書類の提出を受けていながら、その後の事務手続きを怠り、支払いが遅れているものがあった。</p> <p>県保管分の契約書で契約者(所属長)の押印がないものがあった。</p> <p>備品の処分で、返納、不用の決定及び棄却の決定を行わないまま、棄却しているものがあった。</p>

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	平成30年12月 5日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事費の積算で必要な調整を行っていないもの、また、委託及び工事の履行確認で完了後速やかに行われていないものがあった。</p>

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	平成31年 1月15日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	平成31年 1月29日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	平成30年12月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>直接収納した収納金の委任出納員への引継ぎで、遅延しているものがあつた。</p>

・県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	平成30年12月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	平成31年 1月30日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	平成31年 1月31日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	平成30年12月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	平成31年 1月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	平成30年12月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	平成31年 1月18日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金)</p> <p>生活保護費の算定で誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	平成30年12月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(児童福祉費負担金)</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	平成31年 1月31日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	平成30年12月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>二重発注したため納入業者へ補償金を支払っているものがあった。</p>

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	平成31年 1月15日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(社会福祉使用料)</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託業務で契約書がないものがあった。</p> <p>契約書で収入印紙を貼付していないものがあった。</p>

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	平成30年12月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	総合看護学院
監査執行年月日	平成31年2月20日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	平成31年 1月23日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	平成31年 1月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	平成31年 2月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 資金前渡の精算で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	有田窯業大学校
監査執行年月日	平成31年 2月22日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 契約書に委託金額の記載がないものがあった。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	平成31年 1月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 学会の参加費で立替払により支出しているものがあった。

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	平成31年 2月19日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	平成31年 1月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>授業料減免に係る最低生活費の積算で、収入から控除すべき経費を誤っているものがあった。</p>

・農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	平成31年 1月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	東部農林事務所
監査執行年月日	平成31年 2月18日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 電気料の支払いで遅延しているものがあった。

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	平成31年 1月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 学会の参加費で立替払により支出しているものがあった。

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	平成31年 2月26日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	平成31年 1月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>事前の調査や確認が十分に行われていないことで、契約金額の大幅な減額が生じているものがあった。</p>

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	平成31年 2月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	平成31年 2月 8日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>フロンの破壊処分が行われていないにもかかわらず、破壊処分に係る経費を含めて支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	平成31年 1月28日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>研修受講手数料で立替払により支出しているものがあった。</p> <p>農業大学の給食調理業務委託の予定価格で誤っているものがあった。</p> <p>当初から1者を対象とした企画コンペ形式で契約を締結しており、競争性や透明性が確保された公共調達となっていないものがあった。</p>

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	平成31年 2月22日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 石井 秀夫
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>企画コンペ方式による随意契約締結後、県のホームページに必要事項を公表していないものがあった。</p>

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	平成31年 1月30日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	平成31年 2月25日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	平成31年 2月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成31年 1月31日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成31年 2月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成31年 2月22日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	平成31年 1月23日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	平成31年 2月28日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	平成31年 1月23日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	平成31年 2月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>予定価格調書で「入札書比較価格」への金額の記載、収支等命令者の私印の押印がなく、封筒も封印していないものがあった。</p>

・ 県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	平成31年 2月25日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(河川海岸使用料ほか)</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	平成31年 1月29日・平成31年 1月30日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>道路占用許可に係る調定で遅延しているものがあった。</p> <p>収入未済があった。(河川海岸使用料ほか)</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成31年 2月13日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(河川海岸使用料ほか)</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	平成31年 2月19日・平成31年 2月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(弁償金ほか)</p> <p>工事で事前調査が十分でないものがあった。</p> <p>工事で調査実施に係る監督員との協議及び調査結果の報告が行われていないものがあった。</p> <p>公有財産台帳で管理対象外の道路敷地を削除していないものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	平成31年 2月 4日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 石井 秀夫
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務の特記仕様書で適正でないものがあった。</p> <p>工事で事前調査が十分でないものがあった。</p> <p>工事費の積算で適正でないもの、また、工事現場の安全管理が適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	平成31年 1月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>証紙収入の報告で誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	平成31年 2月27日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	平成30年12月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	平成30年12月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	平成31年 1月18日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	平成30年10月 3日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	平成30年11月14日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	平成30年10月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	平成30年10月10日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	平成30年10月 2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	平成30年11月13日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	平成30年10月 9日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	平成30年10月 3日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	平成30年11月14日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	平成30年11月20日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	厳木高等学校
監査執行年月日	平成30年10月23日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 改良地盤の強度確認が適正でないものがあった。 物品(薬品)の処分が適正でないものがあった。

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	平成30年10月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	平成30年11月30日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 石井 秀夫
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>契約金額変更後の請書を提出させていないものがあった。 物品（パソコン等）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	平成30年10月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	平成30年10月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品（パソコン）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	平成30年11月14日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	平成30年11月19日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	平成30年10月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	平成30年10月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	平成30年12月 6日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	平成30年10月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>6月以上にわたって、請求を保留させているものがあった。 工事の仕様書で適正でないものがあった。 薬品等の管理・処分で適正でないものがあった。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	平成30年12月10日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	平成30年11月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	平成30年11月 9日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	平成30年11月27日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	平成30年11月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	平成30年11月30日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	塩田工業高等学校
監査執行年月日	平成30年11月16日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	平成30年12月11日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	平成30年12月 6日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	平成30年11月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	平成30年11月30日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里商業高等学校
監査執行年月日	平成30年11月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品使用貸借契約で契約更新をしていないものがあった。

監査対象機関名	杵島商業高等学校
監査執行年月日	平成30年12月 7日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	鹿島実業高等学校
監査執行年月日	平成30年12月 6日
監査執行者	監査委員 森田 信彦 石井 秀夫
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	平成30年10月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 教員特殊業務手当で追給を要するものがあった。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	平成30年11月27日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	嬭野高等学校
監査執行年月日	平成30年12月 4日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	平成30年12月17日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	平成30年10月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	平成30年11月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	平成30年11月29日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品等を保管している部室のスペアキーを、一時使用許可者に貸し付けたままにしているものがあった。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	平成30年11月 8日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	平成30年12月17日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	平成30年12月3日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	平成30年12月11日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	平成30年12月3日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	平成30年11月28日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	平成30年11月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	平成30年12月12日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	平成30年11月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	平成30年11月1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	平成30年12月17日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託料で支出の年度区分を誤っているものがあった。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	平成30年11月28日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	平成30年12月 6日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 証紙収入報告で誤っているものがあった。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	平成30年11月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	平成30年12月 4日
監査執行者	監査委員 久本 智博 石井 秀夫
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	平成30年11月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 証紙収入報告で誤っているものがあった。

監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員交代について

三 竿 博 史	平成 31 年 3 月 9 日	退任
角 貞 樹	平成 31 年 3 月 10 日	就任
石 井 秀 夫	平成 31 年 4 月 29 日	退任
藤 木 卓一郎	令和 元年 5 月 16 日	就任

用語の解説

用 語	説 明
<p>定 期 監 査</p>	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
<p>監査結果の報告</p>	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p>
<p>調 定</p>	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則 第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとする</p>

	<p>るときは、次に掲げるところにより区分し、調定(受入)決議書により徴収の決定(以下「調定」という。)を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる収入金以外の収入金の調定(以下「一般調定」という。)</p> <p>(2) 令第154条第2項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第3項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定(以下「払込調定」という。)</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定(以下「公金振替調定」という。)</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第47条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金(マルチペイメントネットワークによるものを除く。)を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の場合において、出納員(委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。)又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第1項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支 出 負 担 行 為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第1段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p> <p>補助金の交付の決定行為</p> <p>普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</p> <p>給与その他の給付の支出の決定行為</p>

	<p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p>地方自治法施行令 第 167 条の 2 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき 認定業者開発の新製品の買入をするとき 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき 競争入札に付すことが不利と認められるとき 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき 競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき 落札者が契約を締結しないとき</p>
<p>予 定 価 格</p>	<p>予定価格とは、適正な契約金額を定める基準となるものです。</p> <p>佐賀県財務規則 第 105 条 収支等命令者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封印し、開札又は競りを行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。</p>
<p>資 金 前 渡</p>	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方</p>

	<p>公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>資金前渡の精算</p>	<p>佐賀県財務規則 第 76 条 資金を前途された者は、領収書及び第 62 条に規定する必要な書類を添付した資金前渡精算書兼精算命令書を、当該資金に係る経費の支払完了後(出張して支払ったものにあつては、帰庁後)7日以内(やむを得ない理由により、当該期間内に提出することができないと収支等命令者が認めるときは、14日以内)に収支等命令者に提出しなければならない。</p>
<p>仕 様 書</p>	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
<p>財 産 台 帳</p>	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則 第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産につ</p>

	<p>いて、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2</p> <p>(2) 建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4</p> <p>(3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6</p> <p>(4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8</p> <p>(5) 船舶 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10</p> <p>(6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12</p> <p>(7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14</p> <p>(8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
か い	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることのできる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 7 号 かい 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>
委任出納員	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 10 号 委任出納員 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
経理員	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 9 条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第 14 条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 庶務に従事する職員(2) 出納局の職員(3) 生產品の販売を担当する職員
--	--

(注) 関係条文を一部抜粋